文教厚生委員長報告（概要）

承認2件を承認、議案6件を原案可決

田中次廣
委員長

【議案第34号】南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

（概要説明） 新たに設置する南島原市学校給食センターは9月1日から運用を開始するが、現在の深江給食センターを1か月間（9月30日まで）調理能力の一部が低下した場合に備え残す。

「南島原市立学校給食センター」を「南島原市学校給食センター」に改める。

質疑 議案質疑のときは、「念のため深江給食センターだけを残す」という説明だったが、今は、「調理能力が低くなったときのために」と説明があった。何が起こるか分からないので、今現在使っている（6つの給食センター）を、そのまま1か月間残すというような考えは。

答弁 深江だけで全て、3，700食の規模を補えるとは思っていない。新しい給食センターで安定運営をしていくというのが基本であり、例えば、機能が低下し、3，700食のうち300食ができそうにないというときのために、深江を残すということにした。

質疑 新しい給食センターに「立」をつけなかったのは、「将来、民間移譲、委託するための宣明を打った」という心配の方もおられると思うが、そうではなく、「南島原市立」としているのは、小中学校と認定こども園のみという理由であって、「この施設は重要な施設であるので、市が責任を持って運営していく」というような、確約を述べてほしい。

答弁 学校給食センターについては、これまで検討してきた中で、「民間移譲」という言葉は一切出てきていない。

食の安全・安心というのは、特に学校給食については、市が責任を持ってやらなければいけないことで、この施設を民間移譲といった話は、市長からも一切聞いていないし、そのような考えはない。

質疑 食材などの購入は、地産地消ということで、市内業者と県の学校給食会から仕入れるものがあると思うが、納入の率は。

答弁 令和元年度の数値で、市内業者が28・4％、約4，500万円。市外業者（県の学校給食会も含む）が71・6％、約1億1，400万円である。

質疑 市内で購入できるものは、できるだけ市内で購入し、市内の業者や、農家の方に、経済的にも効果があるように、学校給食会として考えていただきたい。

答弁 市内からの食材の納入分については、これまでも学校給食会に話をしているが、改めて申入れをしたいと思う。

納入業者の9月以降の予定だが、納入をしたいという申出があれば、随時、申請を受け付けて、学校給食会役員会を開いて承認をいただくようにしている。

〈反対討論〉

1か月ぐらいは今の6センター、7事業所を残しておいて、その様子を見てからすれば非常に安心できる。また名称に「立」をつけないのは、将来民間移譲も考えられるので、「立」は抜くべきじゃないと思い、反対する。

賛成討論はなく、起立採決の結果、可決。

【議案第35号】南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

（概要説明） 今建設中の多目的運動広場の供用開始（令和4年3月1日）に伴う利用時間、施設の使用料、施設の管理等について

質疑 指定管理者は、公募するとのことだが、指定管理料はどのように考えているのか。

また、指定管理するときの詳しい条件等を交わさないといけないと思う。多目的広場の使用料については、ここに掲げてあるが、ほかに減免とか免除とかあると思うが考えは。

答弁 指定管理料については、管理経費が年間約1，180万円、収入見込みが約230万円、差し引いた金額、年間1千万円程度を指定管理料として見込んでいる。

指定管理者の公募を行う場合は、条件を明示した上で募集をすることになる。

指定管理の期間は5年を想定している。維持管理費の中でも、修繕は市がするのか指定管理者がするのか、この辺もほかの南島原市の施設で指定管理を行っている分があるので、参考にしながら決めたいと思う。

使用料の減免は、ほかの社会体育施設と同じで、教育委員会並びに体育協会が主催共催する事業、大会。市内公共団体及び社会福祉団体、社会教育団体が主催する事業や大会。学校行事、クラブ活動などで利用するとき、国体や県体の強化練習、それから市内の幼稚園、保育園または認定こども園が利用する場合は免除となる。

質疑 指定管理料は大体1千万ぐらいだと言われたが、算定の根拠は。

答弁 管理費については、人件費が約520万円、水道光熱費、天然芝管理費など施設管理費が約590万円、消耗品費など事務費が約70万円で、合計約1，180万円を見込んでいる。